

上田市文化財調査報告書第25集

創置の信濃国府跡
推定地確認調査概報 IV

1986年3月

上田市教育委員会

上田市文化財調査報告書第25集

創置の信濃国府跡
推定地確認調査概報 IV

1986年3月

上田市教育委員会

序

創置の信濃国府跡の第4次確認調査は、昭和57年、58年、59年度に引き続いて神科台地の字西之手地籍で国庫補助事業として実施されました。今年度の調査は、国府の政庁跡と推定されている桃畠より西側へ1町寄った地点の水田を対象地点にして確認調査がすすめられました。

調査の結果、土器片の出土や粘土がたたき状に固められた地面が発見されました。しかし、遺物は少量であり、また粘土のたたき状の面についても直接国府跡に関連するものであるかは確認することはできませんでした。

発掘調査は11月初旬から中旬にかけての霜寒のさ中に行われ、土地所有者の方々のご協力を得て、無事終了することができました。

今年度の調査にご指導を賜わった奈良国立文化財研究所の中山先生、県文化課の諸先生方、調査にご尽力戴いた遠藤先生、箱山先生をはじめとする信濃国府跡確認調査会及び、五十嵐先生をはじめとする調査団の諸先生方並びに調査にご協力をお願いした地元自治会の皆さんに、衷心より厚く感謝申し上げる次第であります。

昭和61年3月

上田市教育長 櫻井廣男

例　　言

- 1 本書は昭和60年11月2日から11月15日まで実施した、創置の信濃国府跡と推定される上田市大字古里字西之手地籍の第4次発掘調査概報である。
- 2 発掘調査は、国・県の補助を受けて上田市教育委員会が信濃国府跡確認調査会に委託して実施した。
- 3 本書はあくまで中間的な概報であるから、結論的な記述はつとめて避けた。これらは後日の調査が実施された時点での訂正補充する所存である。
- 4 本書の執筆は調査員の共同討議により、各項目を分担執筆し、文責をそれぞれ文末に記した。
- 5 本書の編集および整図等は、川上　元・倉沢正幸が担当した。
- 6 出土遺物・関係図面等は、上田市教育委員会が一括保管している。

目 次

序

例 言

第1章 調査の経過.....	1
第1節 発掘調査の経過.....	1
第2節 発掘地点の選定.....	2
第3節 調査会・調査団の構成.....	3
第4節 調査日誌.....	5
第2章 遺跡の環境.....	6
第1節 自然的環境.....	6
第2節 歴史的環境.....	8
第3節 地名からみた国府跡推定地.....	17
第3章 遺跡の調査.....	23
第1節 層 位.....	23
第2節 遺 構.....	26
第3節 検出遺物.....	27
まとめ.....	28

第1章 調査の経過

第1節 発掘調査の経過

昭和47年度の国庫補助事業として実施された上田市神科地区の条里的遺構調査によって、新たに創置の信濃国府跡の問題が提起された。これは一志茂樹博士を中心にして、綿密・周到に調査研究された成果であり、上田市大字古里字東之手、字西之手地籍の方六町の地域に、信濃国府跡が推定された。

ところがこの信濃国府跡推定地は、その真中を東西に広域農道が横切り、さらに近年住宅、商店、事業所等の建設が目立ちはじめるに至った。このため上田市教育委員会は、昭和57年度から国、県の補助を受けて信濃国府跡の確認調査を行うことに決定し、信濃国府跡確認調査会に調査を委託して第1次確認調査を実施した。ついで昭和58年度には2回目の確認調査が行われ、昭和59年度には3回目の確認調査が実施された。

今年度の第4次調査は、昨年に引き続いて信濃国府跡確認調査会（会長 箱山貴太郎氏）、及び信濃国府跡確認調査団（団長 五十嵐幹雄氏）に調査を委託して実施された。

9月24日、市役所で上田市文化財調査委員会が開かれ、信濃国府跡確認調査会、同確認調査団の組織の編成や調査計画等について検討がなされた。

10月17日、地元の西野竹公民館に於いて信濃国府跡確認調査会が開催され、調査地点や調査方法等について打合せが行われた。席上遠藤顧問より調査地点について、従来の政府跡推定地の桃畠より西へ一町寄った地点が国府跡推定地の中心線に当たる可能性が考えられ、今年度はこの地点を中心にして調査を進めたらどうかとの意見が出された。会議終了後、現地調査を行った。

11月6日、再度西野竹公民館に於いて信濃国府跡確認調査会、同確認調査団会議が開催された。席上、遠藤顧問、五十嵐調査団長から発掘調査について説明がなされ、具体的な調査計画について打合せが行われた。調査はグリッド方式で実施し、調査地点は桃畠より西側へ一町寄った水田を対象地にして、調査を行うことに決定した。

調査地点は、今井一好氏所有の上田市大字古里字西之手108-3番地、佐藤功氏所有の大字古里字西之手108-2番地の土地であり、所有者の方々の深いご理解とご協力により発掘調査の承諾を得た。

こうして準備が整い、11月2日から現場での測量、基準杭の設定が行われ、11月7日に調査諸機器の運搬、テントの設営が行われた。次いで11月8日に鍬入れ式が行われ、本格的に発掘調査が開始された。

調査は天候に恵まれて順調に進み、グリッド掘り下げ作業、続いて遺構検出作業が実施された。この調査の結果、土器片が出土し、さらに調査地点南側のグリッド拡張地点より粘土がたたき状に固められた地面等が発見された。しかし、出土遺物は少量であり、また検出された粘土のたた

き状の面についても直接国府跡に関連するものであるかは、確認するまでに至らなかった。

発掘調査は11月の厳しい寒さの中で連日熱心に続けられ、11月15日迄で現場での発掘調査は終了した。その結果、西之手地籍の水田を23グリッド、合計207m²にわたって発掘調査し、記録保存を行うことができた。

こうして現場での発掘調査は終了し、これ以後は市立博物館に於て、出土遺物の整理、調査報告書の作成が行われた。昭和61年3月31日、調査報告書が刊行され、昭和60年度の発掘調査を終了した。

(事務局)

第2節 発掘地点の選定

1 過去3回の発掘調査地点

過去3回の発掘調査は、すべて一志茂樹博士の推定された方六町の国府跡区域内で、第1年次は中央南入口に当る地点であり、第2年次は奈良国立文化財研究所の中山先生のご指導により、推定地の中央部分を調査した。共に住居跡や人工の水路跡、少数の出土物があった（各年度報告者に詳しくあり）が、国府跡を証明する建造物や道路、築地跡等は発見できなかった。

第3年次は、推定地北に接する地域の農地構造改善の事前調査が、推定地の北辺にかかるので、関連して国府跡北限の西半分、大和町附近を発掘したが、国府跡への手懸りは得られなかった。

2 今回（第4次）の発掘地点について

前3回の調査について、調査委員全員による第4次発掘地点と発掘方式の研究会を開き研究した結果、一志博士推定区域を一部修正して調査することに決定した。

修正の理由

- ① 推定区域を含む一帯の地は、上田市立第5中学校付近から、南々西に向かって展開する扇状地で、ここに創置された信濃国府が、松本に移轉されてかなりの年数後に、いわゆる条里方式による水田が造成されたものと考えられるが、傾斜地であるため、方二町の国衙の敷地は外見上は推定区域の東半部には求められない。
 - ② 一志博士は、野竹と西野竹集落の中央部で、耕地が大きく東之手・西之手と呼ばれているのを、古い呼名と判断されて、この境界線を国府の中央南北線と推定されたらしいが、この線は上田藩が稻の作柄の検見をする時、検見役人の調査区域をきめた線であることが、滝沢泰男顧問の研究で判明した。
 - ③ しかし小県郡内において神科台地に国府が設定されたとする、交通上・地形上・歴史上の観点も忘れてはならないと思う。
- (1) 国府推定地の正南にある下青木と正西にある染屋に共に駅尻地名があり、一志博士は、下

青木の駅尻は上伊那の高遠・諏訪の山浦・碓氷を通った古東山道から信濃国府に分岐した官道の最終駅であり、染屋のそれは東山道が保福寺峠越えとなり、浦野・日理の駅を経て清水駅—碓氷峠となつた時、今の上田市街から国府に分岐した最終駅であるとする説。

- (2) 北に太郎山を負い、南は依田川流域を隔てた南方遙か蓼科山の秀峯を望み、西方上田盆地の中心地域を見おろし、山並みの向こうに飛驒の国境北アルプス連峯を眺め、東に烏帽子・浅間火山群が控える古代の都城設置場所の条件にも合致するような絶好の地であること。
- (3) 国司の責任で建設工事が行なわれた国分寺の遺跡が前面の段丘下に存在すること。

主としてこれらの反省から次の地点を選定した。(添付地図参照)

- a 国府の南北中心線を横割と養子町の境と想定し、横割・北善次町の境を東西に横切っている新屋堰を国街区画の間(南)を区切る水濠跡を利用した堰と想定した。従って方二丁の国衙の敷地は、横割・養子町と北隣の小名未詳の二区域の四区域となる。
- b 予算の関係上発掘できる面積は、せいぜい百坪程度であるが、敷地の東側を区切る南北の水濠の有無をも探りたいと思い、中の町との境界線も調査するが、主として横割地域で国衙の東序舎の柱跡の発見を目的とする。

(遠藤 憲三)

第3節 調査会・調査団の構成

上田市教育委員会は、第4次信濃国府跡確認調査事業を信濃国府跡確認調査会へ委託して実施した。

信濃国府跡確認調査会、信濃国府跡確認調査団の編成は次のとおりである。

信濃国府跡確認調査会

顧問	奈良国立文化財研究所主任研究官	山中敏史
"	長野県教育委員会指導主事	小林 孿
会長	上田市文化財調査委員会委員長	箱山貴太郎
委員	上田市文化財調査委員	黒坂周平
"	上田市文化財調査委員	五十嵐幹雄
"	上田市文化財調査委員	小池雅夫
"	上田市文化財調査委員	久保浩美
"	上田市文化財調査委員	広瀬幸男
"	上田市文化財調査委員	赤塩一巳
"	上小郷土研究会々長	遠藤憲三
"	上小郷土研究会副会長	滝沢泰男
"	元上野ヶ丘公民館長	川上貞雄

〃	大久保自治会	平林文雄
〃	上田市立博物館庶務学芸係長	川上 元
〃	上田女子短期大学講師	塩入秀敏
〃	前神科自治会連合会長（長島）	細谷広務
〃	山口自治会長	荻原辰央
〃	大久保自治会長	六川一雄
〃	金剛寺自治会長	唐沢一郎
〃	伊勢山自治会長	清水 保
〃	野竹自治会長	吉池晴雄
〃	西野竹自治会長	山口 茂
事務局長	上田市社会教育課長	樋口 稔
事務局次長	上田市社会教育課文化係長	内藤良典
事務局員	上田市社会教育課文化係	倉沢正幸

信濃国府跡確認調査団

顧 問	遠藤憲三（上小郷土研究会長）
〃	滝沢泰男（上小郷土研究会）
調査団長	五十嵐幹雄（日本考古学協会員・上田市文化財調査委員）
調査主任	川上 元（上田市立博物館学芸員）
調査員	小池雅夫（上小郷土研究会）
〃	川上貞雄（元上野ヶ丘公民館長）
〃	岩佐今朝人（別所小学校教頭）
〃	塩入秀敏（上田女子短期大学講師）
〃	猪熊啓司（上田市立第一中学校教諭）
〃	倉沢正幸（上田市社会教育課学芸員）
事務局長	樋口 稔（上田市社会教育課長）
事務局次長	内藤良典（上田市社会教育課文化係長）
事務局員	平林文雄（大久保自治会）
	倉沢正幸（上田市社会教育課文化係）
調査協力者	深町三郎・山崎鶴次郎・金井伸雄・清水要次郎・深町美恵子・新田明子・長沢富士子・中曾根直義・柳沢勝男・小林 理・塙原清人・深町玲子・小出公尊・増田久喜・野口ハツヲ・小林良一・黒沢勝秋・黒沢泉一郎・梅木 実・正橋竹次郎・古畑金吾・坂口四郎・内堀義夫

（事務局）

第4節 調査日誌

昭和60年

11月2日(土) 曇

午前中、調査地点の測量と基準杭の設定、測量はみすず測量設計株に依頼。

11月7日(木) 曇時々雨

発掘調査準備、調査諸器機の運搬及びテント設営。上野ヶ丘公民館より机、イスの借用。

11月8日(金) 晴

鍬入れ式。グリッド設定作業。Y27-50、Y27-79、Z26-31、Z26-81、Z27-61、Z27-66グリッドを掘り下げ。同時に地形測量作業（1:200）を行う。

11月9日(土) 晴

Y26-39、Y26-58、Y27-8、Y27-61、Y27-68、Z26-11、Z27-25、Z27-28、Z27-32グリッドの掘り下げ作業。Y26-39グリッドから土器片出土。調査地点写真撮影。

11月10日(日) 曇後晴

Y26-20、Y26-29、Y26-30、Y26-40、Z26-11、Z26-21グリッドの掘り下げ作業。Z27-25、Z27-28、Z27-66グリッドのセクション実測作業（1:10）、Y26-30、Y26-40、Z26-21グリッドより土器片出土。写真撮影。

11月11日(月) 晴

Y26-29、Y26-30、Z26-61、Z27-11グリッド掘り下げ作業。Z27-25グリッドセクション実測作業。写真撮影。

11月12日(火) 曇時々晴

Y26-19、Y26-20、Y26-29、Y26-30、Y26-39、Y26-40、Z26-11、Z26-12、Z26-21、Z26-22、Z26-31グリッド掘り下げ作業。Y26-30グリッドを中心にして粘土のたたき状の地面が出土。Z27-25、Z27-28、Z27-66グリッドをランマーを使用して埋め戻す。

11月13日(水) 曇時々晴

Y26-30グリッドを中心にして遺構検出作業。Y26-19、Y27-50、Z27-32、Z27-61グリッドのセクション実測作業。写真撮影。

11月14日(木) 晴

南側のグリッド拡張地点平板実測（1:40）。レベル計測（基準点標高=540.245m）

11月15日(金) 晴

今井一好氏所有水田の各グリッド埋め戻し、調査諸器機の撤収作業。現場の調査をすべて終了。

昭和60年12月から昭和61年1月迄市立博物館に於て、遺物整理及び調査報告書の作成を行う。

(事務局)

第2章 遺跡の環境

第1節 自然的環境

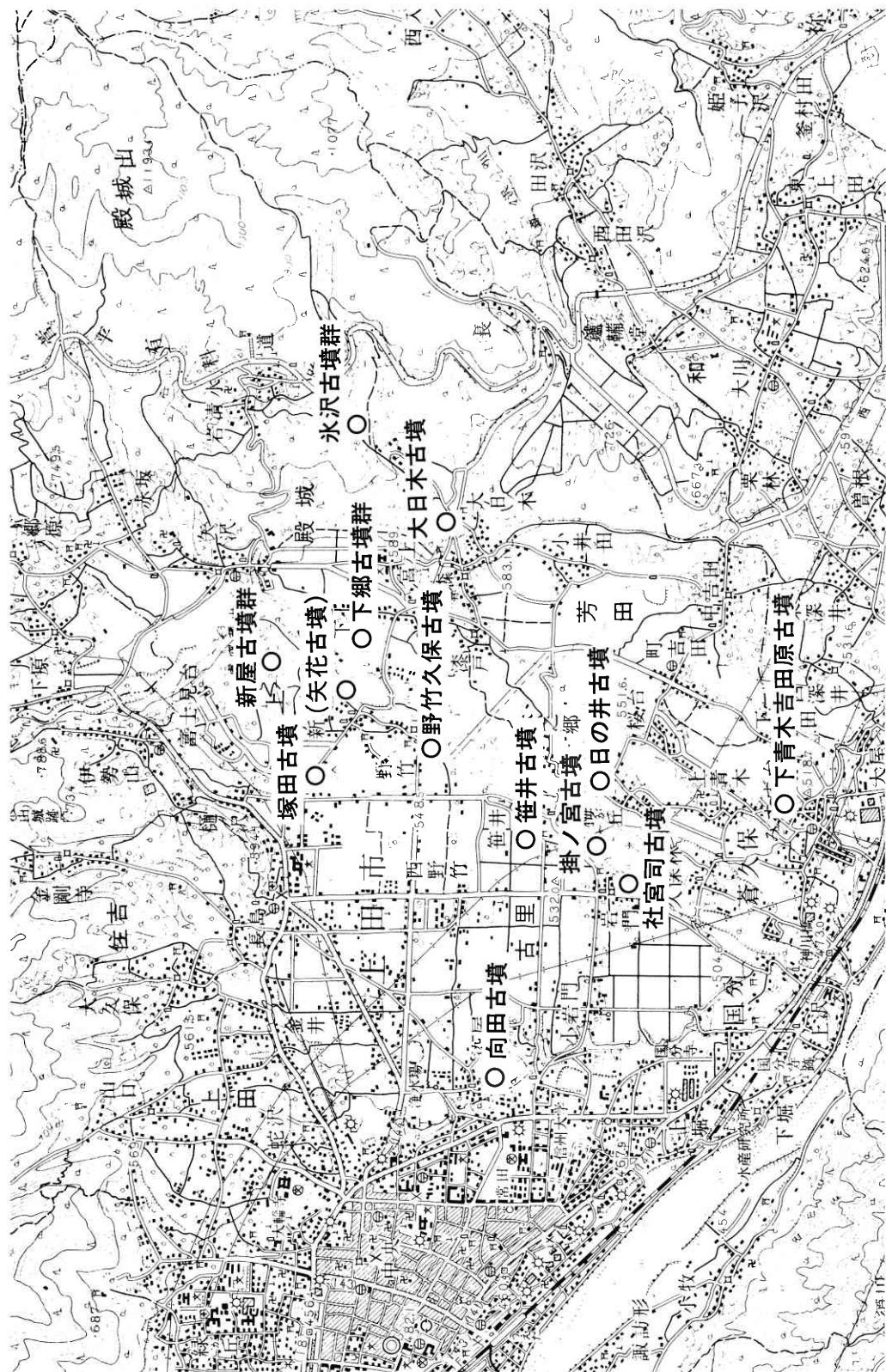
条里的遺構と創置の信濃國府跡があると推定された染屋台地は上田市域の東部にあり、北に虚空蔵山と横山丘陵が東西方向に横たわって、その麓での長さ約3.5km、東端は神川に臨む。東は神川の河成段丘崖が北東からやや南西方向に約3.8km、西は所謂染屋段丘崖(千曲川の第1段丘)が北西方から南東方向に約3kmの長さに続き、この三側線に囲まれたほぼ二等辺三角形の地域でその面積は凡そ5.76km²である。東辺は神川河床より25m~30m、西辺は上田市街面より15m~20mの高さの台地である。土質は下部が段丘礫層、上部は2m~3mのローム層で、第四紀洪積世に生成されたものであり、地質学的には染屋層と呼ばれている。

染屋台地は扇頂部の標高580mで扇末部は標高500mと約80mの比高差で、模式的な隆起扇状地である。その成生過程を高野豊文はつぎのように言っている。

- (1) 染屋扇状地の形成期以前は神川本流は樋ノ沢の狭隘部を流れていた。
- (2) 神川本流が虚空蔵山下に変動した後は神川は上流部をものすごく浸食し、莫大な砂礫層を運搬して扇状地に堆積した。火山灰(ローム)の降下はこの扇状地形成期後のものである。
- (3) 虚空蔵山下の自然流的河川がなくなった後は、降雨による雨水浸食が地形形成の主力的因素となった。豪雨の際の流路は扇状地、原形面に支配されて、凹地であるが、上流部では面的浸食であり、漸く集まって河の様相になって、田切地形や崖地形を形成した。当扇状地面上の各所にみられる凹地形がこれである。しかし神川の本流又は支流の浸食を受けず、また山の崩壊や洪水等の天災地変を受けなかった、染屋台の扇状地の微地形は、同心円状に等高線があり、そこに小刻みの凹凸がある。その大半は平行しており、東西方向の流路となる凹地となっている。そのうちもっとも大規模なのは新屋堰であり扇状地上の最高地を貫く大幹線となっている。また笹井染屋堰、岩門堰も等高線を切っている。その他にも小さな凹地がいくつもあり、それらが扇状地面上に変化を与えていたものと考察ができるという。

更に、ロームの堆積が扇状地礫層の堆積中から始まり扇状地形成後第二段丘面形成期まで続いたことと、もう一つは地下水位が地表下-20mと甚だ低いことが特色だといわれている。

(五十嵐幹雄)



第1圖 遺跡周辺及び古墳分布

第2節 歴史的環境

創置の信濃国府所在地と推定される染屋台地の周縁には、多数の古墳が存在することが知られている。昭和60年度の第4次確認調査では、国府創置前代の歴史的環境にかかわる調査も実施したが、ここではとくに周辺の古墳について概観しておきたい。

なお、この調査・報文については上田市教育委員会が昭和49年3月に発行した『上田市の原始・古代』によるところが多い。執筆者であり、当時上田市文化財調査委員であった小林幹男氏に敬意を表する。

1 神川右岸の古墳

神川右岸の神科地区に点在する古墳から概観する。

虚空蔵山の南麓に位置している新屋古墳群は、現在8基知られているが、かつては20数基の古墳があったという。この8基のうち3基は山麓近くにあり5基は矢花地籍にあり、古くから「矢花の七ツ塚」と呼ばれているものである。

また単独墳としては、字樋之沢にある第五中学校敷地内に通称「カンカン塚」と呼ばれる塚田古墳がある。この古墳はさきの新屋古墳群とともに、染屋台地の北縁に位置するものである。

東縁に沿っては、段丘下の位置で神川の旧河川敷に当る位置で、野竹区の東側の畠地内に野竹塚古墳がある。その南方の県道から笹井区内へ約100m北方の井出丑雄氏の宅地内に笹井塚があり、鉄製品が多数出土したことが知られている。いまは全壊している。笹井区から段丘崖を南方に向って斜上方岩門区に向って進む県道の中ほどの東下方の畠中に掛の宮古墳がある。この古墳は染屋台地の東南隅に位置しているということができる。南縁ではその中央にある岩門区の中央東よりに上田市指定史跡になっている、活文禪師に関係ある「大日堂」があるが、そのすぐ東方の畠中に社宮司古墳がある。

西縁では岩門区から染屋区へ通ずる道路で、染屋区の南端入口の西方にある水田の畦畔に向田古墳がある。

以上挙げた古墳は染屋台地の周縁にあるものである。

(1) 塚田塚古墳

通称「カンカン塚」と呼ぶ。染屋台地に遺存する条里的遺構の東北隅とも云える上田市立第五中学校の敷地内の西北隅にある。学校の敷地となる以前から墳丘の封土は流出し、石室の石組の一部が残存していた状態であった。学校開設時の校長であった荻原晴雄が、歴史的な記念物であることの認識と、校地内にあることの教育的意義を重視して、その保護保存を考え、破壊することなく、その周囲を園地化し、危険防止をかねて、石室構築石の一部を修復した。その中でも羨道に架してある天井石がないことから、学校周辺の農業用水に架してある数多くの石橋を調査し

た。その結果、古墳より持ち去ったものと考えられるのをみつけ、地元の了解を得て、復元したことろ、現状のように納まったという経過などもあり、教育環境整備にこの古墳を大切に保存処置を講じたものということができる。

墳丘は東側が比較的よく残っているのに対し、西側は削りとられているため、残存部が少ない。したがって東側が張出したような形となっている。墳丘の径は東西、南北ともにおよそ8mであり、高さは約2.5mである。前述のように封土の大部分が崩落しているため、天井石が露出している。横穴式石室で底面のプランは両袖型であり、羨道部の西側壁の方が縮約度が多い。石室の奥行きは総長約3.2mである。玄室の規模は奥壁の高さ1.3m、幅1.2m、側壁の高さは奥壁から玄門に向って漸次低くなっているが、玄室中央部での高さは東側壁で1.3m、西側壁は1.1mで約20cmの差がある。したがって玄室部に架かる二枚の天井石のうち前位置の天井石は東から西へ傾いて架せられている。床面での規模は奥行き約1.9mであり最奥部での幅1.25m、玄門部は約1mと差があるが、その縮約のほとんどは西側壁であり、東側壁は羨道部内で縮約した形となっている。

羨道は長さ約1.3mで、幅は最大約90cm、最少は約60cmで側壁構築石に出入りがみられる。しかし羨道部の天井石が架せられているところでの幅は約70cmであるから、原形はこの70cmと考えられる。奥壁は加工痕がなくいわゆる「山石」の自然石の大形石の二つを二段につんでいる。側壁の使用石も大形の石であるが、加工痕のある割石とを混用している。天井石の厚さは30cm内外である。出土品については全く不明である。地元の人々が、天井石をたたくと「カンカン」と、音がすることから「カンカン塚」と通称している。

(2) 新屋古墳群

染屋台地北縁の東北部で虚空蔵山塊の南麓に位置している。この古墳群は大きく二つに分けることができる。新屋区の東北部に本村よりや、離れて数軒の人家がある。これを矢花聚落というがこの北側の虚空蔵山麓に東西方向に四基が並んでいる一部と、聚落の南側で一段低い平地に七基が群在する部分（これを矢花の七つ塚と呼ぶ。）とがある。

北側で山麓の地区は「鴻呂館」と呼んでいるが、古墳の呼称は東から新屋第1号墳から第4号墳までとしている。

① 新屋第1号墳

神川の断崖上端近い位置で、東南向きのゆるい傾斜面上にある。墳丘及び横穴式石室の保存が良好なことから、上田市の指定史蹟となっている。墳丘の規模は南北約12m、東西約13m、高さ3mである。横穴式石室がやや西南方に偏して開口している。これは所在する地形によるものと考えられる。西側壁が石室内に張り出しており、また東側壁も入口に向かって、すこしてはあるが、漸次縮少しており、一見では両袖型石室のようであるが、片袖型石室と云うのがよいものと考えられる。床面での規模は奥行きの総長4.9mであり、そのうち玄室部分は約1.7mであり、羨道部分は3.2mと長く特徴的である。幅は玄室中央で約2.2mであり、玄門で1.7mとなりここより前方羨門に向って両側壁とも少量の縮約があり、入口端では約1.4mと計測することができる。奥壁は幅

約2.1m、高さ約1.8mのほぼ方形の大形な石一つであり、その上端で天井との間には小さな石が一個ある。底部は石室の床面内に埋没しており、調査未済のため詳細は不明であるが、高さはさらにますものと考えられる。側壁は玄室では東西両壁ともに大きな石を使っている。東側壁は玄室中央部での高さ約1.8mのうち最下部の石は高さ約60cmと三分の一の高さを示し、幅は約1.8mで、玄室の奥行きをこの一石で形成している如くである。その上段、天井石までの間は数段に石をつんでいる。西側壁はその幅は東側壁の石と同様であるが、高さは1m余と低い。その上段は三段の石積みである。また羨道の側壁は奥部半分ほどは約1.5mの高さを示しているが、前半部では東西両壁とも約50cm内外と極度に低くなり、そこに天井石が架せられている。

この古墳の石室の特色は玄室と羨道の区分がしにくいことがある。即ち床面の幅から、玄室の奥行きはその総長の三分の一ほどである。これを側壁の高さから考えると、玄室の高さとほぼ同じ状態が羨道部の半ばに達している。この結果から石室の奥行の三分の二位までを玄室とし、前方三分の一の部分すなわち天井石までの高さが低くなつた部分が羨道とも考えられる。

出土品については一切不明である。

② 第2号墳～第4号墳

第2号墳は第1号墳の西方約100mの畠中と奥壁の一部とみられる石を残しているだけであり、第3号墳はさらに80mほど西方に、石室の側壁の下底部の石と思われる一部を残し他は全く崩壊している。第4号墳は矢花聚落北端にある熊野神社の脇にあって、かつて直刀や勾玉などが出土したと伝えられている。

第2号からの3基はいまもこの様相を推測することはほとんど不可能である。

(3) 矢花古墳群

① 第7号墳から第11号墳までの7古墳は、新屋区の東方で神川右岸段丘上にあり、聚落より一段下った低地で東西約100m、南北約150mほどの範囲内に散在している。

新屋区の東端から低地の西縁を廻るごとくに北進すると矢花聚落の南側に突当る。そして東方へ曲進し約80mで河川の段崖端にそって、北方へ再度曲進している。

第5号墳は前述した矢花聚落の南を東進する道路のうちその東端近い位置で、道の南側にあつたと云う。石室に使われていた石が、村の火見やぐらの台石や、農道の橋石などに持ち去られたという。いまはその痕跡はない。

第6号墳から第11号墳までは第8号墳を中心とした円周上に並存している如くである。

② 第8号墳

上田市上野矢花653番地内にある。墳丘の封土は全く流出し、石室を構築した石が残っている。現状はつぎの通りである。西辺はほゞ南北方向にあり約5mである。東辺は長さ約8mである。この両辺を約6mの北辺と約7mの南端とが接合し、東部が南北に拡大した不整四辺形となつてゐる。西辺は人頭大の丸石と平板状の河原石を使って、最高部約1.8mの石垣をほぼ垂直に築いてゐる。北辺と南辺も石垣となつてゐるが、東辺に向つて漸次低くなり、北辺との接点で約60cm、南

辺との接点では約20cmほどとなっている。したがって残丘は西北部から東南部へ低くなっている。この残存する墳丘上の西北部に石室の天井石であったと推考ができる、東西幅1.5m、南北幅1m余という大きな石が三つ並んでおり、最北部の石の上面中央より東半部に石祠が祭られている。石室の側壁と推考できる石は西辺の石垣の中に2個と天井石の最北の石の東縁の下部に2個をみることができる。これらの石も測定できる部分で、70cm×80cm余のある大形である。これらから第8号墳は大きな石室をもった古墳だとみることができる。しかし、石室の規模、形などについては全く知ることができない。出土品については不詳である。

③第7号墳

第8号墳の北北東方向約30m付近にあったと云われているが、全く取り扱われていることからその位置が不明であった。昭和58年の圃場整備工事の際に推定地から、平板形で大形の石を3個知ることができた。これらの石に加工痕があることから、石室に使用した石とみることができ、第7号墳のあった位置も知ることができた。

④ 第6号墳

第8号墳のやや東北方向で約45m離れたところにある。本墳も封土は全く流出し、石室構築石の一部が残存している。その区域の状態はつぎのようである。西南から東北へ斜に有る南辺を底辺とする台形である。底辺の長さは約12mであり、周囲の畠地より40~50cmの高さの石垣である。上辺に当る北辺はほぼ東西方向に6mである。この底辺の両端から上辺に向かって東辺が約7m、西辺は約15mの長さにあり、上辺の両端に接続している。東西両辺の長さの差が、前述した底辺の斜となる原因となっている。残丘の北半部に石室を構築に使った石が多数残っている。最奥に横幅2m、高さ1.1mで厚さ約25cmの石が、奥壁が外方に倒れたような形であり、その前方即ち南側に接するように幅2.3mと1.7mで、二つの角が欠けやや五角形で厚さ50cm内外の平板な大形石が、西方に傾いた形である。石室の天井石と考えられる。東側壁はその厚さ最高を約30cmとする不整ではあるが、南北の長さ約3.5mで高さ1.6mの一枚石が下部を地中におき垂直の形でたっている。まことに大形石である。石質は安山岩で、やや白色を呈している。側壁とし特色をもつ石であることができる。

以上3個の石はそれぞれ相接した形にある。そしてその前方東から西に傾いた幅80cm、長さ1m余で厚さ20~40cmの長方形の石があり、そこから約50cm前方で、南北の長さ約1.2m、幅約25cmの方形を上面とし、地上の高さ約80cmの石が南北の方向に、しかもその間が約1.2m離れて平行に建てられている。両石とも底部が土中にあるため、計測ができないから、さらにその高さがますものと思われる。この平行にたっている石は石室の羨道の側壁の一部であったと推考することができる。

⑤ 第10号墳

第8号墳の東南方向約30mの水田内にあったが、昭和7年の水田工事の際に全壊してしまった。その際、腐蝕した鉄製の直刀が出土した。とりあげることなく、そのまま埋めてしまったという。

⑥ 第9号墳

第8号墳の西北方約20mにある。南辺がやや弧状をし、長さ約5mであり、これを底辺とし、北辺を上辺とし約15mで、この両辺の間約7mを高さとするほぼ台形に古墳の跡が残っている。墳丘の大部分がとり除かれてほぼ平となっている。残存しているのは、幅1.4m、高さ70cm、厚さ46cmの奥壁と思われる石が一点あり、さらに東側壁の最下底部の石が三点、南北方向に並んでいる。奥壁に近い石は南北1.3m厚さ46cm、高さ30cm、二番目は1.1m、48cm、25cm、三番目の石は80cm、45cm、20cmの大きさで一列に並んでいる。そしてその南側に人頭丈の石が3個並んでいる。以上から石室の一部を知ることができる。

⑦ 第11号墳

第8号墳の西南方約20mの位置にある。不整五辺形に墳丘あとの範囲が残っている。北辺はほぼ東西方向に約4m、東辺は南部がやや東に偏しているが、長さ約6mあり、西辺は西方にくの字形に張り出し、北側は約2m、南側は2.3mで比較的短い。南辺は西部が北に偏し、その長さ約7mである。残存部の北側は畠地面と平らになっているが、南辺は高さ1m余の石垣となっている。その範囲内に横内式石室の構築石のうち奥壁の一部と東側壁のものと考えられる石の一部が残存している。奥壁の石と見られるのは地表上幅1.7m、高さ60cmでほぼ方形で厚さ約15cm内外の平板状で東西方向にあり、後方へやや外反して立っている。土中部分の計測は不能である。東側壁のうち、奥壁に近い一部が残存している。また天井石と考えられるのが2個ある。出土品については一切不明である。

以上新屋古墳群の概略を述べた。このような小範囲に多数の古墳が築造されたのは、当地の開発が進んでいたことを物語るものであり、創置の信濃国府が設けられる条件の一つとなっていたとの推考が可能となる。

(4) 野竹久保塚古墳

上田市古里字久保516番地にあり、今井好一氏の所有である。野竹本村の東方神川による段丘崖東下、神川の旧河川敷で、広域農道の野竹トンネル東口すぐ近くで、道路より北へ約80m入った位置である。かつては墳丘があり、かつては円墳と思われる如くに墳丘があったというが、現在は径およそ10mのほぼ円形で上面が平となり、周囲の畠地より80cm～1mほどの高所となり、果樹園となっている。破壊時に鉄刀が出土したと伝えられている。

(5) 掛の宮古墳

上田市古里字掛ノ宮にあり、金沢秀明氏の所有地にある。県道上田、祢津線が笹井区を西南方に通り抜ける道路の東南坂下方向の果樹園内で、神川西岸の段崖上に位置している。かつては玄室の基礎が残り、両袖型横穴式石室がその規模がわかり、奥壁幅1.4m、奥行3.2mあり、左右にそれぞれ3枚の平石があり、羨道の残存部も50cmを知ることができたという。いまは奥壁と側壁と推測できる一部分を残しているだけである。奥壁に使った石は地上部の巾1.8m、高さ70cmのほぼ半円形で厚さは最大30cmであり、不整となっている。東側壁の位置に残る石は厚さ80cm、高

さ20cm、奥行約1m、西側壁に残る石は厚さ40cm、高さ15cm、奥行き60cmの規模を地表上で知ることができる。そのほかの規模、出土品等については不詳である。

(6) 社宮寺古墳

上田市岩門字社宮寺にあり、吉久ちか子氏所有地である。岩門公民館の東方約20mの位置にあり周囲一帯は果樹園となり墳丘にも植樹されている。墳頂に石祠があり、稻荷社と呼ばれているが、社宮寺古墳の呼称から「社宮神」とも考えられる。墳丘の規模は東西の径約10m、南北約13mのやや楕円形で、高さ3m内外である。墳麓の一部に石積みが見られるほか、保存は良好の如くにみえる。石室の存否及び出土品等については一切不明である。末堀とも考えられ、当地方にとっては貴重な古墳の一つである。

(7) 向田古墳

上田市古里字向田1861番地にあり、松沢正宏氏の所有地である。染屋区と岩門区のほぼ中間で、千曲川第一河成段丘の所謂「染屋面」の段丘端に位置している。周囲一帯は水田である。

墳丘上面は雑木による藪となっている。径8m内外の不整円形であり、高さは1.5m内外である。墳丘地表面からの所見では石室の存否は不明である。

2 神川左岸の古墳

神川左岸即ち東岸で烏帽子山麓の西南部にも数多くの古墳がある。このうち一志茂樹が国府設置との関係を考証した氷沢古墳群はやや離れて東方にあり、染屋台地からこの古墳群までの間に下郷古墳群をはじめ大日ノ木古墳がある。

また祢津街道より南側の林之郷地籍には日の井古墳があり、さらに南よりには高寺古墳などのあったことが知られている。また下青木区の吉田原で、現在はみすず台団地内になっているが吉田原古墳などがある。

(1) 下郷古墳群

神科地区の新屋区から神川に架かる、下郷橋を渡って豊殿地区に入り、神川東岸の段丘端を切り割って開設した道を東方に登りきると、道路の南側に農協の選果場がある。この選果場と反対北側で、東北方向へ農道が分岐している。この農道を進むと間もなく、両側の畠中に古墳をみることができる。ここが「下郷古墳群」である。大正10年ごろまでは墳丘の形の明らかなもの3基をはじめとして、総計14基の古墳がほぼ明らかであったという。その後漸次破壊されほとんど湮滅状態でありわざかに、その根拠をとどめているもの、8基をみることができる。記述の都合上番号を付し以下概説することにする。

① 第1号墳

もっとも南方に位置している。奥壁と西側壁の石を一枚づつ残しており、奥壁の石上には石祠

と五輪塔の一部がのっている。この奥壁の石は大形で、下底部が土中にあるから全形は知ることができない。現状は幅約1.5m、厚さ約38cm、高さ約1mのほぼ四辺形で、東西方向に安定感をもって立っている。西側壁の一部と考えられる一個の石は、奥壁の西側面に接しており、南北の長さ1.2m、厚さは25cm内外で地上の高さおよそ40cmあり、西外方へ偏した形にある。

奥壁と考えられる石につきのような銘がある。「此所に一千二、三百年之御玉有、明治四十年、上原与市七十三才之時、御玉大神奉祭」とある。なおこの古墳について、小県群史にはつぎのような記述がある。

「人骨は頭を北にし、足を南にせるが如くに残存し、歯牙等は殊に人目をひけり。上にまみれたる朱はいたくうごもてり。鉄製直刀二口、鉄鏹一個、無透しの鉄製大鏹一個、鉄製円頭柄頭一個、鉄轡數個、銅環數個、小金環一個、鉄に鍍金したる馬具裝備品一個、銅に鍍金したる椀一個、銅輪の断片一個、関東式瑪瑙曲玉、青曲玉合計二十余個、水晶切子玉二十余個、白玉及び丸玉十数個、緑色の平玉一個、南京玉風三十個、素焼土器二枚、内一枚は内面黒色の皿、一枚は内外ともに黒色にて両方より縁を内部に折り曲げたる皿、その他は人に乞はるるに分与したるをもって発掘品の総数は悉くは知られず、」（後略）とある。これらの出土品はその種類、数量等まさに豊富であり、副葬品から被葬者の勢力の大であったことを推測することができる。

② 第3号墳

記述の都合から第3号墳を先に述べる。

第1号墳の東南方約50mのところにあり、神林八千代氏の所有する桑畠内に北辺約2m、南辺約3.5mで、両辺の間即ち南北の長さ約4.5mの範囲に、上面はほぼ平で平均的な高さ約60cmに石積の壇があり、墳丘の残部と云われている。墳丘の北半部には石室を構築していた、幅1.2m、高さ約75cm、厚さ約30cmでほぼ方形の石が北端に立っている。その底部が土中にあり、南面での高さは前述のようであるのに対し北面の裏側は、墳丘外の畠地となるため、石の高さは約1m高い1.6mである。奥壁の立石から南前方に東側壁の石が2個、西側壁の石が一個あり、両石の間は約2mである。これは石室の幅と推測することができる。東側壁のうち奥壁に接する石は南北方向に長く約1.2mで、幅は約23cmで高さ約40cmであり、その前方にはほぼ同形、同大の石が並んでいる。西側壁の石はやはり奥壁に接しており、長さ、幅は東側壁と同程度であるが、高さは約90cmと2倍余を示している。石室構築石の残る北半部に比して南半部では、その中央に幅約35cm、厚さ約20cm、高さ約50cmの石が立っているほか、人頭大の石が無雜作に集積されている。第3号墳の現状を略述したが、下郷古墳群の中で残存部分のもっとも多いものである。この残存部から原形を推察すると大形古墳であったとみることができる。

③ 第2号墳、その他

第2号墳は第3号墳の北方約30mのところにあり、大形の平石が底部を土中に置き斜めの形にあり、石の南側は穴状となっている。第4号墳はさらに北方の畠中にあり、側壁の石と考えられる石が二つ南北方向にあり、その一つは大きく幅1m、厚さ約50cmで高さ1.3mのほゝ箱形であり、頂部に「馬頭大士」碑がある。第5号墳は第1号墳の北側で約20m離れており、2個の中形石

があるだけである。第6号墳は第5号墳の西方で農道の西側にあり、石が二つ並んでおり、第7号墳は第6号墳の北方約20mの位置で一つの大形石のところに小形石が集められているだけである。

なおかつては道路の南側で農協の選果場の敷地内をはじめ、周囲の水田地帯に数基の古墳があったというが、いまは全く不明である。

以上下郷古墳群についての概要を述べたが、ここは神川の東岸であり、国府跡推定地からは一応遠い位置に考えられるが、直線的には国府跡の所在面と考えられている染屋台の東端からは4～500mの近距離にあり、水利にも恵まれ早くから水田が開発され条里的遺構も残存していることが知られており、国府在所当時も主要なる食糧生産地として重視されていたと考えられる。

(2) 氷沢古墳群

氷沢古墳群は神川東岸の河成段丘上にある。

この段丘は東西の幅約3～400mあり、一般上の第一河成段丘となる。この段丘面を東方の烏帽子岳の麓から流下している氷沢川があり、この川によって開折された氷沢の谷合がある。谷の入口に聚落があり、そこから東北上方は傾斜地となっているが、およそ3～400mの間は水田が棚田状につくられている。地籍は大字岩清水である。一志茂樹はこの氷沢について創置の信濃国府と関連づけて論考されている。即ち「信濃国府の創置とその史的考察」の中でつぎのように述べている。

「さらに、併せて興味ある挿話をはさんでおきたいが、国府跡の東方神川を隔てた、上田市殿城地区下郷の東山麓三秆の地に「氷沢」と呼ぶ聚落がある。ここは、その呼称からもわかるやうに、恐らく国府要人等の使用したであらう氷室のあったところと推考したいのである。科野国造の居所に近い上田市別所地区の氷沢や、国府が松本市域に遷ってから、毎年八月一日、氷を国府要人に届けた式例の伝承をもつて筑摩郡乱橋村の氷大明神を俟つまでもなく、このことは却って、国府が神科台地に設定されていた一つの有力な傍証ともなし得てよいかと思う。」

というのである。

国府の要人と関係のあったところであり、国府が神科台地に設定されていた一つの有力な傍証となる場所の一つというのである。

棚田状の水田地帯である傾斜面に多数の古墳のあることが早く知られていた。国府設定前代の人々の聚落があり、そこの有力者の墳墓であると考えられる。このように開発されていたことが「氷室」が設定された前提となつたとも考えられる。

氷沢古墳群にはもと13基の古墳があったというが漸次破壊され、いまは5基の古墳を知るだけとなった。これら5基の古墳も横穴式石室が既に開口されており、水田開発のために石室の大部が取り除かれていたり、墳丘も崩れており、完形なものは1基もない。

① 第1号墳

氷沢聚落の北端から岩清水へむかって約300m登ると大きく西北方へ逆くの字形に屈折してい

る。そこから約30mほど登坂した道路の南側でブドー畑の中にある。墳丘上の封土は殆ど流失し、石室も一部を残している。現在の規模は東西の径3m、南北の径約4.3mである。高さは斜面にあるため、北端で低く、南端で高くなっている。奥壁外側で約1m、石室にある天井石の先端では約1.5mである。残存している横穴式石室は奥壁の幅約1.2m、奥行き約2mである。両側壁は胴張に構築され中央での幅約1.3mと拡幅している。なお石室の中央部で内部に約40cm張り出した、いわゆる片袖式となっているが、西側壁は無袖形の側壁のように、ゆるいカーブで入口に向って縮約している。なお羨道前端部に板状の大石が、東西両側にすえつけられている。石室のプランは特色を呈するものということができる。

② 第2号墳

第1号墳南下方約150mの水田畦畔にあり、金沢六太郎氏所有する水田の南畦の土手の中ほどに横穴式石室が開口している。土手は約20度の急傾斜で長さ約3mと高い。開口部分が小さいため見おとしがちであり、また入室も不能である。よって実測が不能につき開口部からの観察によるだけである。奥壁は二段重ねであり、幅約1.2m、高さ約90cmとみることができる。石室の奥行きは約1.7mである。床面が埋土が堆積しているため高さは奥壁と同じく1m内外である。石室のプランを床面では知ることができなく、玄室だけの残存か、無袖型の小石室であるなどのなど考えられるが後考を待つことにしたい。

③ 第3号墳

第2号墳のある水田の西畦から農道を南下して、東西方向に通ずる道路の交差点北方約50mで農道の西側に石室の一部を残している。奥壁幅2.7mで大石を二枚上下に重ねておりその高さ中央部で約2mである。側壁の下部には大石があり、その上部に小形石を小口積みしている。西側壁の残存部の奥行き1.7m、東壁の奥行きは6.1mとながい。その並び方からみると石室のプランは無袖型石室であることが推測できる。天井石は最奥に一個あるだけである。本墳は床面が埋没しているので、精査が必要と考えられる。

④ 第4号墳

第3号墳の西方約80mほどの位置にある。横穴式石室のうち羨道が欠失し、玄室だけが残存しており耕作時の材料置場に利用されている。奥壁は大石を二個上下に重ね、下幅約2m、上幅約1.5mであり、高さ約1.8mである。東西両側壁とも下部に大形石をおき、その上部に比較的大きな石を使っている。玄室の奥行き西壁で2.1m、東壁で1.8mありその差30cmである。幅は約1.9mであり、方形に近い。両側壁の前端には厚さ約28cm、高さ約80cmの石が側壁から室内に向って50~60cm張出して立てられている。したがって床面からわかる石室のプランは両袖型である。天井は一個で玄室全域に亘る大形である。羨道の様相は全く不詳である。

⑤ 第5号墳

第4号墳の南方約50mの位置で、二段南下方の水田の畦畔にある。第四号墳同様に農作業用具の置き場として利用されている。墳丘はその上部が取り除かれ、ほぼ平となっている。開口している横穴式石室のうち玄室の部分だけが残っている。奥壁は幅が1.1m、高さ1.3mで大石を二段につ

んでいる。側壁は東西両壁ともに奥行きが2.3mほどあり、大形石が使われ、高さ1.5m内外につみあげられている。東側壁が典型的な胴張りプランに対し西側壁は前端部がもっとも張り出した形で、西壁の釣合が不整である。このプランは第四号墳と大きな相違であることがわかる。したがって、無袖形の横穴式石室のであるとみることができる。天井石は2個、架せられている。

氷沢古墳群で現存する5基の古墳について概述したが、各墳ともに出土品については全く不明である。

以上それぞれの古墳についての所見を述べたが、これらの古墳のもつ意味、さらに国府創置とのかかわりなどの考察については後考を待つことにした。大方の御教示をねがうものである。

(五十嵐幹雄)

第3節 地名からみた国府跡推定地

創置の信濃国府跡が上田市東部の染屋台地にあったことは、故一志茂樹氏が初めて提唱され、其の後多くの研究者がその確認のために努力している。上田市教育委員会は文化庁と長野県の補助を得て、4年以前よりその確認のための発掘調査を行ってきた。

故一志先生が此処を国府跡と推定された大きな理由の一つに「地名」がある。この地名の調査には、上田小県誌によって、「検地帳より収録した上田小県地方の地名」と言う小冊子が発行されている。然しこの労作によって収録された地名は、その実際の位置を知ることが出来ないのが残念である。幸い野竹村にはこの検地帳の外に、明治3年、同6年の「田畠番付帳」があって、この両年度の史料から第2図に示すような、村全体の地名地図を作製することが出来た。野竹村以外では、金剛寺村・岩門村に地名の記入された絵図があり、その他の村々には「御検見毛付帳」があって大略の位置を知ることが出来た。

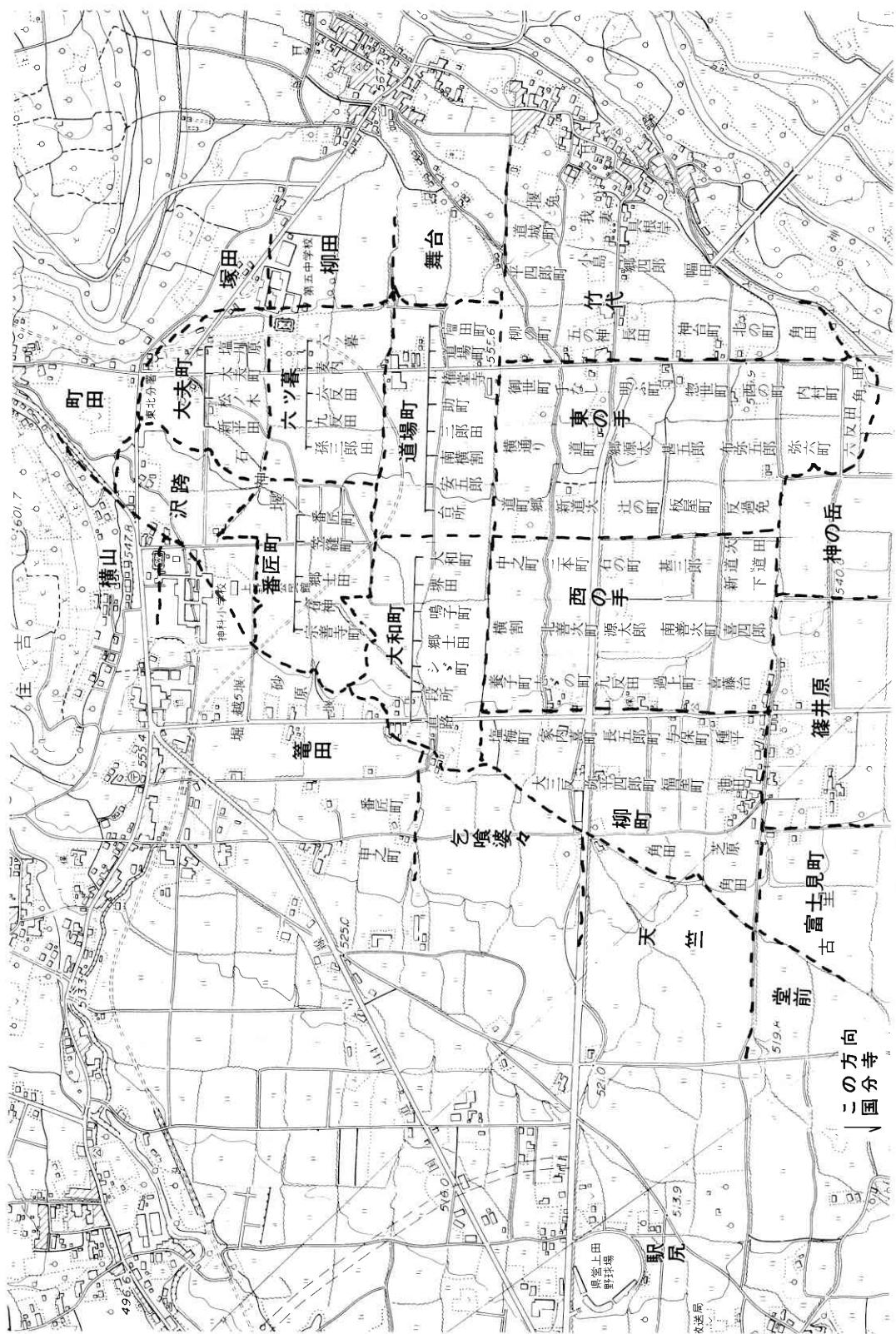
国府跡と推定された野竹村は承応4年(1654)の検地帳によると、周囲の村々より「町」地名が非常に多く、四周の村々が約10%内外に比して、50%にも及んでいる、そして国府跡の中心と言われる、字東の手・西の手には特に多い。このことは何か古い歴史の姿が此処にも現れていると思われる。

この地域に国府があったことを証している最もよい地名に「甲の町」をあげることが出来る。国府即ち「こう」と訓む。国府の町である。国府跡推定地より西北2町へだてた字籠田にあるが、この付近一帯の地域まで国府と呼称されていた在りし日の姿がうかがえる。

また染屋台の下の段、即ち上田面の常田・踏入の村人が東方の台地を見上げて、「こうの台」と呼称したという。これも「国府の台」という意味である。「こう」を漢字で書くと、甲・神・皇・郷・後など使用され、承応の検地帳の頃は殆どが「ひら仮名」書きであるが時代が下って、明治初期の「田畠番付帳」になると総てが漢字になる。こうだい町・こう代町・こうしろ町が、神台帳となり、カミダイ町と訓み、こうせ町・乞ふせ町が後世町となり、訓みはゴゼの町になる。

国府推定地付近の地名

第2図



こうけん田が郷源太になり、更に権現となる。また国府の入口の意味する皇天町があり、皇天町堰の名も残っている。中世の豪族の居館跡と思われる神の岳等国府を意味する地名が非常に多く、殆どが国府推定地内か、その周辺に限られている。

又役所（序）を意味する「丁田・丁町」が現在は長田となり、ナガタと訓み、染屋から野竹の入口に、長田口（ナガタグチ）があつて南の皇天町と同じく国府への入口を意味すると解せる。

次に国衙庁の周辺にある都市地域の地名をあげると、辻の町・中の町・北の町・西の町・内村町等を拾うことが出来る。また域内には相当に広い道路が四通八達していたといふが、道の町・新道次・下道田・道町郷・横通り等、耕地の中には必要のない道路であろう。其の他、何か意味あり気の地名、五の神・過上町・板屋町・手なし・石の町・惣清町・明ふ町等がある。

まや尻（駅の尻）^{うまや}うまや、とは後世の宿場に当るもので、国府を訪ずれる前に旅装をととのえる為の宿である。染屋村の字紋藏にあることは、「染屋村田畠名寄帳」に記載されている。更に詳しく史料を調査した結果、「田畠番付帳」により地番が第2039番で約2反歩程の面積があり、北側には道をはさんで深い堰が流れている、水に恵まれた土地であった。先年県営野球場の一部に組み込まれてしまった。古代東山道は、筑摩郡から保福寺峠を越え、浦野の駅（うまや）を経て、上田市諏訪部の日里（わたり）の駅で川を渡り、現上田市域に入り、上田城のある千曲川右岸の段丘にそって東行し、国分寺の南縁を東進して神川に至る通路である。国府への道は途中分岐して染屋台へ登るのにどこの沢（谷）を通ったのか、諸説があったが、今回の駅尻（まやじり）の位置の決定により、「不動の沢」（水道の沢）を登ったことが明らかになった。この駅（うまや）の位置の決定によって、国府の存在が確実になったことは大きな収穫である。

尚、駅尻（まやじり）が神川を越えた下青木村にもある。この駅（うまや）は旧東山道の駅で、伊那路から杖突峠を越え、諏訪盆地に入り、雨境峠を経て佐久地方に到っている道筋で、信濃国府への道は、雨境峠より別れて大門峠を過ぎ、依田川沿いの四泊（よとまり）を経て、丸子町尾野山に至り梨平に下って千曲川を渡り、下青木の駅に至ったことが定説となっている。現在の下青木の街型は約100mの両端が「かぎの手」になっているが、これは昔の駅の名残りであろうと考えられている。

以上は国府跡域内にある地名であるが、次に国府の造営に關係深いと思われる「番匠町」及び造営に当った諸国から徵用されたであろう役民、其の他について述べる。

番匠町の位置は国府跡推定地の北方、現神科小学校の南に接する地域で、字番匠町の中に（小字）笠縫町・郷士田・石神・宗善寺町・番匠町、以上5小字が含まれており、明治初期の地名改廃により、その代表として番匠町を選んだのである。

番匠とは歴史的にみると、古代の木工に次いで現われる名称で、中世になると建築職人を番匠大工と言い、建築ばかりでなく彫刻や細工等を含めた宮大工のことであり、近世になると単に大工と呼称するようになる。有名な飛驒の匠は飛驒番匠とも言われ、大社寺の造営には渡来人と共に当ったのである。

国府の造営には番匠という職業集団が多数集められ又は徵発され、建築や土木は勿論諸種の造

嘗の主役をなしていたことは想像に難くない。是等の番匠が集団で居住した所が、番匠町・番匠田又は番匠畠と言う地名として残っていると思われる。

この地名の分布は、染屋台地上では、伊勢山村・染屋村・東条村（金剛寺村、長島村）の3ヶ村、神川流域では、下郷村・矢沢村・下原村・萩村の四ヶ村、上田面では、堀村・岩下村・踏入村の三ヶ村、合計10ヶ村を数へることができる。（上田面の3ヶ村は後年の国分寺の造営にも関係か）

初期の国府の建造物は「堀立式」であり、柱の太さも30cm以上という。この材料の伐採や製材又取扱いには高度な技術が必要であり、その運搬には神川が利用されたことであろう。国府の余り遠くない位置に、又神川の上流に配置されていること等成程とうなづけるものがある。其の他、番匠地名は塩田地区5ヶ村からも拾うことが出来るが、別所を中心とした文化財の造営に關係する地名であろう。

笠縫町 前記（字）番匠町に含まれている小字である。この笠縫は「笠縫邑」か「笠縫部」か二様に考えられる。

「笠縫邑」は『日本書紀』に「崇神天皇の六年、豊鉄入彦に命じて初めて天照大神を大和の笠縫邑に祀つる」という故事から命名された地名であるという。

この付近には大和町・大夫町がある。共に大和の国にちなんだ、しかも大和の国を自負して命名した呼称で、書紀の故事により、天照大神を祀った社を建て、故事にならって其処を笠縫町と命名したと考えられる。

（現在の奈良盆地にある笠縫町は書紀にある笠縫邑の位置ではないと言われる）

笠縫部 部とは、古代における世襲の一定の職業集団をいう。即ち貴人が乗る輿又は車の上に立てる菅の蓋（おほひ）を製作する職業集団が笠縫部である。記録によると、摂津国の笠縫氏が菅又は革の材料を供し、笠縫部の人達が縫製したと言う。この地名は上沢村に「かさぬい畠」がある。どちらかが材料を供し、他が縫製したと考えられる。

『上田小県誌』所載の「信濃国小県郡海野之郷戸主爪工部之調」と言う紐心の墨書から宮中で使用する「さしば」を製する爪工部という職業集団が海野之郷にあったことは、同じく宮中で使用する菅の蓋を製作する笠縫部の人々が此処に居住したことも地名から考えられる。

大夫町 大夫の訓は、辞書によると、(1) タイフ……古代中国の訓で、我が国では使用していない。(2) ダイブ……職（中宮職・春宮職・大膳職等）の長官の称 (3) タイプ……五位の通称 (4) ダユウ……(2)のなまつた訓、後には遊女の最上位、また宮中に臨時に参入を許可された芸能人を言う。（大夫と書いた例はない）

信濃国の守（長官）は記録によると代々「従五位下」である。この五位の長官の官舎があった処を大夫町と命名したと解したい。この大夫町は石神堰の最上流にあって、国府と同様に清浄な用水が得られる位置にあって、長官の住処としては最適な位置にある。

国名を冠した地名

$\frac{1}{25000}$ 地図、奈良盆地の初瀬川・飛鳥川流域の水田地帯に国名を冠した集落を拾うと、西は九州の大隅・筑紫など、東は関東地方の武藏・上総等の国名のついた地名が十余りにも達する。是等

の地名は、上述の縮図に記載される程であるから人口1千以上の集落であろう。他に小さな集落で地図上に載らない、国名のついた部落は相当数あると思われる。

是等の国名のついた地名は6世紀初頭に造営された平城京の工事のために諸国から徴用された百姓の集団が居住した処の地名であると言う。

平城京の造営は、それまで天皇の代る毎に移動していた小規模の都を、唐の長安の都に模して大規模な、永久的な都の造営であった。このために前述の番匠のみでなく、諸国の大規模な徴用が行なわれたのである。

国府の造営は大体660年前後と思われるが、平城京より半世紀も前に、既に百姓の徴用が行われていたことは、642年、皇極天皇の元年に飛鳥の板蓋宮^{いたぶきやうぐう}の造営に諸国の大規模な徴用が行なわれたことが史書に載っている。この事は、平城京の様な大工事ばかりでなく、小規模な工事にも徴用が数多く行なわれていたことである。

国府は、大和朝廷の大切な地方行政機関であり、その造営は国家的な仕事であるから、当然その協力によって諸国から百姓の徴用は勿論特殊な技術者として番匠等も徴用されたに違いない。

この国名を冠した地名を拾ってみると、 笹井村に、はりま町（播磨）・いずみ町（和泉）・するが町（駿河）、染屋村に、越後田、新屋村に、さぬき田（讃岐）、伊勢山村に、大和町と数えることが出来る。以上は国府推定地の周辺の村々であり、乏水地帯と言われる染屋台地の内では最も水に恵まれた原始開田地帯が選ばれている。また伊勢山村に前述の番匠町・大夫町・大和町等が集められ国府の造営及び機能の中権的役割を果しているように見えるのは、清浄な水即ち石神堰、国府堰の源となる清浄な水が得られることによると思われる。尚、染屋台地以外からは、下原村に若狭、国分寺村に山城田、踏入村に但馬田がある。（是等の村の中には、神官などに「○○之守」と国名のついたことも考えられるが、1人2人の神官のために地名が出来るとは考えられないで、あえて全部を収録した）

以上、創置の信濃国府がこの地域に造営されていたことを証するため、地名の点よりみると

- ① 国府（こう）の名を冠した地名
- ② 国府域内の街及び街路を思わせる地名
- ③ 国府に通じた東山道の駅（うまや）に関連する地名
- ④ 国府造営のために、諸国より徴用された技術者、農民及び国府の役人の住居の所在地と思われる地名

などが残っていることである。

国府跡の異説について

以上は国府跡が染屋台地上の野竹村の東の手・西の手を中心とした地域にあったことを、地名の上から詳細に列記し、証明したのであるが、ひるがへって、かつて国府跡として調査された地域について問題として見たい。

上田市東部の信大繊維学部付近に推定するものに『小県郡史』（大正11年）（小山真夫）、『上田市史』（昭和15年）（藤沢直枝）

がある。この両先生の所論を要約して、『原始・古代の文化』（市立博物館編）には、「ここは「こうの台」とよばれ、その付近には、堀ノ内・政所・竹の鼻など国府に關係ある地名があり、信濃国分寺や科野大宮社（総社？）などもあり、位置的にもよい場所であった。」と紹介している。

この要約は染屋台国府説の前に一般的にも学界でも信用された意見である。併し藤沢先生の上田市史及その他の研究発表によると、堀ノ内、政所については、「両地名とも、地方の豪族の居館跡や庄園の庁（役所）の地名であって、かかる景勝の地である故に上代には国司の庁があったものであるまいか」と述べられ、国府跡に直接関係した地名ではなく、中世の地名であることをみとめている。また「竹の鼻」は「岳の花」又は「岳の端」とも書き、要害地のとつ先につけられた地名で、この周辺の村の検地帳にも出ていない地名で、何処から拾い出したか不明である。

「こうの台」の地名は見のがし出来ない大切な地名である。この地名には、両史料とも、「この村人たちが田圃に行くことを、こうの台にゆくと行っている」と説明がついている。こうの台なる地名が此の村にあるのではない。こうの台に田圃（耕地）があることを言っているのである。台とは台地のこと、この近くにある、宇藤の森の手筒山という小高い所があるが、僅か1～2mの高さで、しかも狭い場所で、到底台地などではない。東北方僅か数町隔てた高さ15～20mの染屋台地こそが台地であり、且つ、常入・堀村の人達が岩門、黒坪村に出作している耕地である。

（この耕地は（天保6年の）岩門村の図に証明されている）実に、こうの台とは染屋台地のこと、かつて国府の存在した台地という意味である。

なお地名については、『上田市史』では「踏入、町田」の地名について記載されているが、踏入が国府の入口を意味するという。町田は国府当時の市の名残りというが、この付近からは多量の土器が出土しているので、これとの関係を重視せねばと思われる。

惣社については、科野大宮社に祀られている六所社との関係など種々論じられているが、惣社の出現は奈良時代ではなく、平安中期頃に成立しているとの説が有力で、創置の信濃国府の場合は惣社が無いのが当然で、あえてその所在を訪ねる必要がないと言われている。

（滝沢 泰男）

第3章 遺跡の調査

第1節 層位 (第3・4図)

今次の発掘調査地区は、昭和58年度実施した第2次調査地点から北西約50mのところであり、現小字名は西ノ手である。すでにふれてきたように、この染屋台一帯の土壤は強粘土地帶とて知られるところで、古来より瓦や焼物などの原料土として採取されていた。これはとくに第II層以下の各層を目的に併せて取りだすもので、染屋台一帯のかなりの箇所がすでに採取されたとみられる。また、この作業は段ちがいの狭い水田の畦畔を取り除き、より大きな水田へと改変することができる。こうした作業を地元では「おさぬき」と呼んでいる。これを行った水田の土層はかなり原形を欠くことは明らかである。したがって、発掘調査にあたっては、こうした部分をさけて地点を選定することが、第1条件である。

また、本調査は国府跡に関連する遺構およびその遺物の検出を主眼とすることはもちろんであるが、一帯がまた条里的地割りの残存する場所であるため、この方からの層位的なアプローチも必要となってくる。かつて実施された条里的遺構調査によって、一帯のこの種の規模等がかなり明らかにされてきたが、条里的水田がいつ頃から始められたかということについては、いまだ明らかとなっていない。したがって国府跡関係と条里水田跡の両者の関係を層位的に究明することによって、かなりの部分が明らかにされるとみられる。本年の調査も以上の点を考慮してなされたものである。

ところで、今次の調査はグリッド調査によるもので、 3×3 mグリッドを一単位として、任意の地点約23ヵ所、計 $208m^2$ を調査した。このうち、調査区の南側に設定したA地点は、他のグリッドに比して、層位的な異なりや若干の遺物も出土したため、集中して10グリッドを拡張して精査した。この調査グリッドのいくつかの土層断面を観察したため、その概要を記してみたい。

グリッドの様相

各グリッドは、およそ地表下から40~50cmの第III層から第IV層ぐらいまでを堀りさげて、土層観察を実施した。第I層は15~20cmの厚さをもつ茶褐色土層の耕作土で、第II層から下部は、この台地特有の粘質土層となっている。通常、この台地の第I層下部あるいは第II層直上に鉄分の含んだ、いわゆる溶脱層が帶状に観察されるが、本地点ではこの明確な土層がみられなかった。あるいは、この第II層がこれに相当するものか、また一部がこの層に含まれているものと思われる。

第III層は若干の黒粒を含む灰褐色土層で、キメの細かい粘質土層である。また、この第III層は

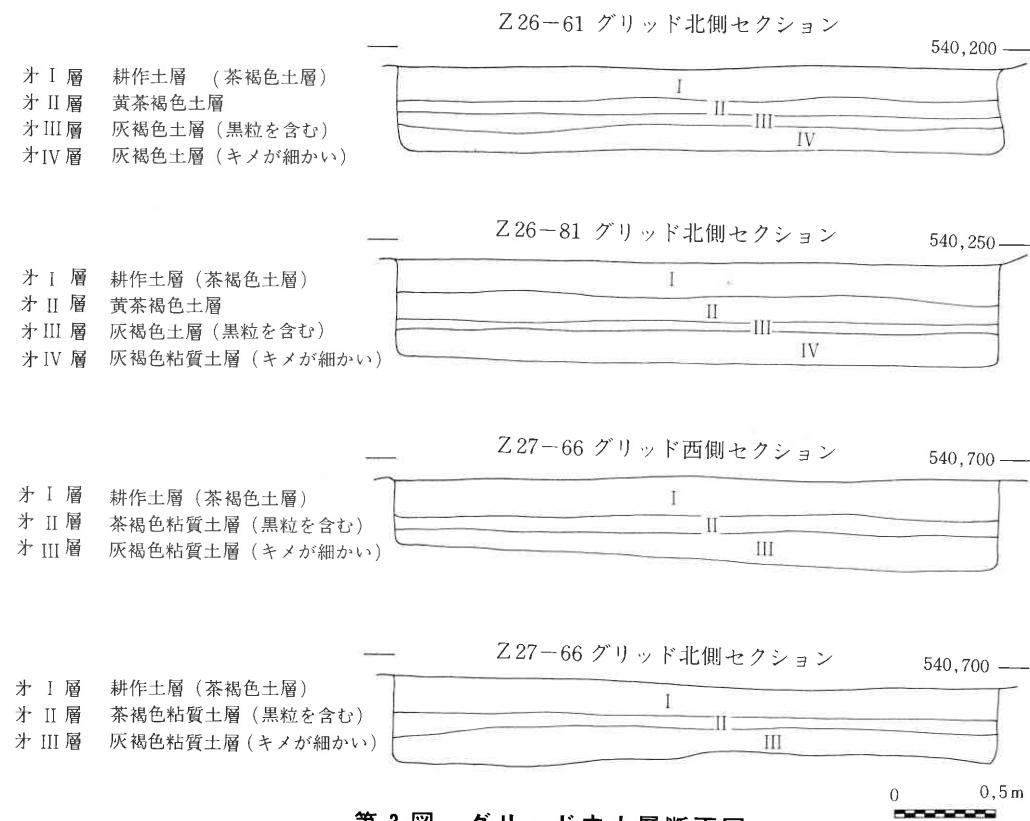
調査区の北側部分を比較して、かなり厚い堆積がみられた。

A 地点の様相

調査区の南側部分で、このすぐ南側には農道を水路が東西に通っている。前述したように、地層の変化あるいは遺物の出土状況が他と比べて多かったことなどにより、約10グリッドを拡張したところである。面積的には約90m²にわたって調査したことになる。

A 地点では東側および南側の土層断面が観察された。ここでは北側のグリッドにみられる土層とは若干異った様相がみられた。すなわち、通常帶状になって形成されている各層が、部分的に切斷されて、他の層位が認められることである。このちがいは、当初何らかの遺構との関係で把えられるものかとみたのであるが、調査が進行するに従い、必ずしも遺構に伴う土層変化ではないものとみたのである。あるいは、後世の“おさぬき”による土層の攪乱によるものであろうか。

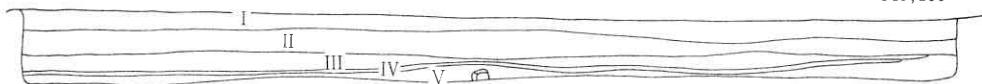
また、この地点の第III層・IV層を中心として、礫が比較的多いことも確認された。調査区の北側は、ほとんど礫がみられなかつたのに比べて、A 地点の礫は果してどのようなものであろうか。しかし、これとても一定の法則性が認められる出土状況ではない。したがって、これについても明らかに人工的なものではなく、付近の水路と何らかの関係がある自然的な堆積物とみる方がより妥当であろう。これらについて、今後さらに究明したい。



第3図 グリッド内土層断面図

A 地点 Y 26-19 西側セクション

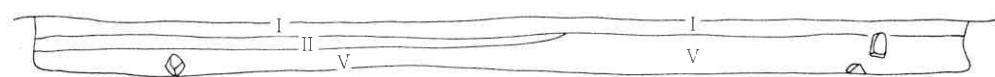
540,100



- 才 I 層 耕作土層 (茶褐色土層)
- 才 II 層 黄褐色粘質土層
- 才 III 層 灰褐色粘質土層 (黒粒を含む)
- 才 IV 層 黑褐色土層 (黒粒の帶)
- 才 V 層 灰褐色粘質土層

A 地点 Y 26-19 北側セクション

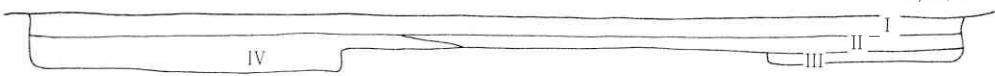
540,100



- 才 I 層 耕作土層 (茶褐色土層)
- 才 II 層 黄茶褐色粘質土層
- 才 V 層 灰褐色粘質土層

A 地点 東側セクション

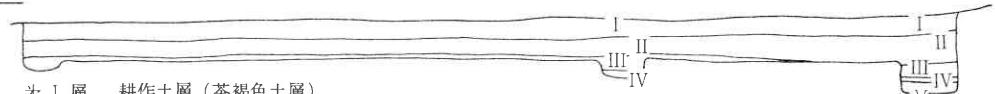
540,100



- 才 I 層 耕作土層 (茶褐色土層)
- 才 II 層 黄茶褐色粘質土層
- 才 III 層 灰褐色粘質土層 (黒粒を含む)
- 才 IV 層 灰褐色粘質土層 (キメ細かい)

A 地点 南側セクション

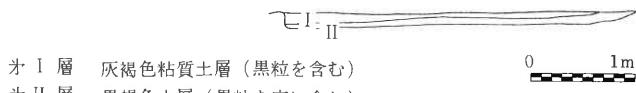
540,100



- 才 I 層 耕作土層 (茶褐色土層)
- 才 II 層 黄茶褐色粘質土層
- 才 III 層 灰褐色粘質土層 (黒粒を含む)
- 才 IV 層 黑褐色土層 (黒粒の帶)
- 才 V 層 灰褐色粘質土層

サブトレンチ西側セクション

539,700

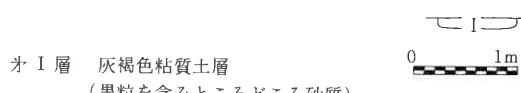


- 才 I 層 灰褐色粘質土層 (黒粒を含む)
- 才 II 層 黑褐色土層 (黒粒を密に含む)

0 1m

Y 26-30 グリッド内サブトレンチ東側セクション

539,700



- 才 I 層 灰褐色粘質土層 (黒粒を含みところどろ砂質)

第4図 A 地点土層断面図

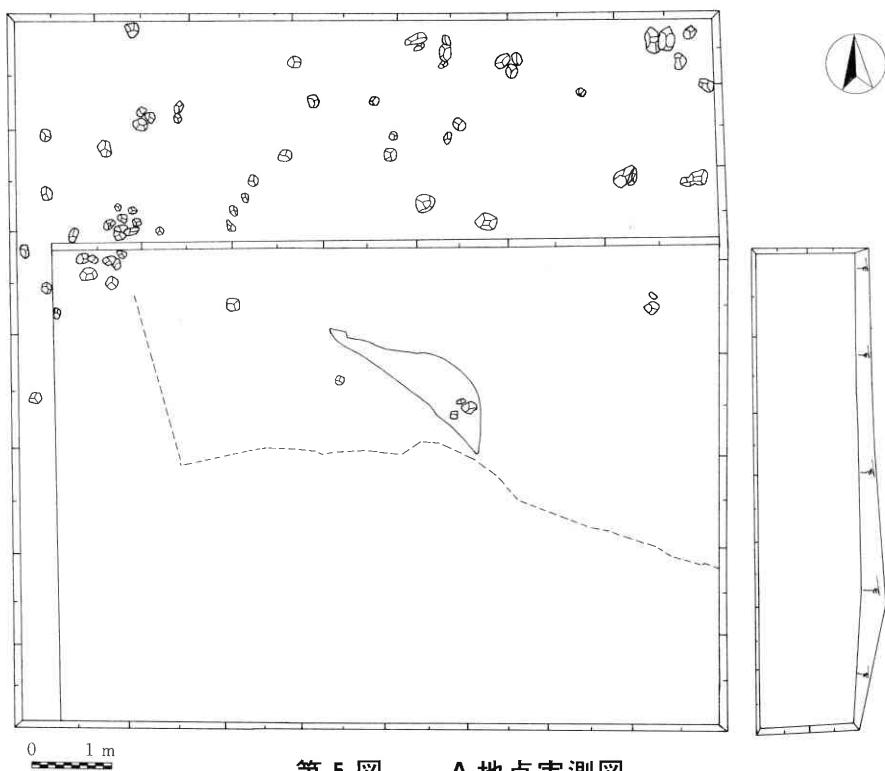
第2節 遺構 (第5図)

調査区の南側に各グリッドを拡張して設定したA地点の第II層目に、東西に延びる地層の変化を確認した。この地層変化は、その南側がわずかに砂質を含む茶褐色土層であるのに対して、北側部分は灰褐色を呈したかなり硬い粘質土であった。当初、我々は住居跡プランに伴う土層の変化をみて追求したのであるが、西側部分に至って、その確認もむづかしくなり、人工的な遺構の可能性を断念せざるを得なくなったのである。

また、西側のY26-29からY26-39グリッドにかけて、礫群の多く集中する箇所が確認されたため、その北側部分を一段堀りさげて、礫の出土状態を観察した。しかし、このあり方も一定の法則性が認められるものでなく、また礫群を囲んでの堀り込み状の遺構なども検出されない。したがって、これらもいつの時代かの自然的堆積によるものとみたのである。

また、Y26-30グリッド第II層の粘質土層中に長円形をした砂質土層のブロックも確認された。しかし、これもサブトレンチによる内部の追求などによって、人工的なものでないことがわかった。あるいは、これもかつての水路に伴う自然的な堆積であろうか。

また、調査区北側にあけた各グリッドの所見からも、特に遺構とみられるものが確認されなかつた。



第5図 A地点実測図

第3節 検出遺物

今回の調査で確認された遺物は、大別して土師器と中世の内耳土器とみられるものである。これらの資料は、量的にも10数片と少なく、またいずれも小破片であるため、その器形を推定することは困難といえる。

検出された遺物は、概してA地点からのものが多く、他のグリッドからの出土は数片にすぎなかつた。しかし、A地点も前述したように人工的な遺構として把えられるものでないため、遺構との関連で把握できない資料である。いずれも第II層・第III層中に包含されたものであった。

土師器

甕および壺器形を呈す資料とみられる。いずれも小破片のため、器肉の厚さによって器形推定をする程度であり、正確ではない。また、胎土についても土師質土器との判別が困難なものもある。いずれにしても、土師器の終末期とみられる資料であろう。なお、このなかのY26-30グリッドから検出されたものは、後に円板状に加工したものも1点あり注意される。

内耳土器

いわゆる中世における内耳鍋の破片とみられるものである。土師器片に比べてわずかであるが、これも小破片のため判別がむずかしい。とくにZ26-81およびZ27-11の各グリッドから数片確認されている。

まとめ

昭和57年に第1次発掘調査をはじめた、創置の信濃国府跡推定地の確認調査も昭和60年11月に第4次発掘調査を実施することができた。第4次発掘調査の対象地は、慎重審議のうえ選定をした。しかし調査結果については報告書の通り、これがという、遺構、遺物については知ることができなかつた。

上田市神科地区の染屋台地が創置の信濃国府跡と推定されたのは、生涯の研究として蘊蓄を注いだ一志茂樹の高説であり、推定地の最有力説である。しかし「その当否は考古学的調査の結果をまつ。」と謙虚に結論づけられ、発掘調査の必要性を強調された。

染屋台地に浅間山麓広域農道が開設され、それにともない、企業関係の事業所や住宅などの建設をはじめ、各種の開発が急速に進み、国府跡の関連遺構が未確認のまま破壊されることが予想される事態となつた。これらの事情をふまえ、上田市教育委員会では発掘調査に踏切つたのである。

発掘調査は4次に亘って実施したというが、その面積はまことに狭少で、広い染屋台地のほんの一部を調査したにすぎない。しかし期待した遺構などを知ることができなかつたことについてはきびしい反省がくり返されてきた。このことはこれからも同じであると思うが、殊に発掘地点の選定については、より慎重な検討が望まれることを認めざるを得ない。

染屋台地の開発は予想したよりはやく、そして広く進んでいる。したがつてその都度未調査のまま地相は変貌をとげている。私どもが選び、発掘調査している隣で、何倍もの広さの範囲が未調査のまま建物の敷地となっているのが実状であった。条件のある、なしにかかわらず、発掘調査のできる空地を探すのが困難となる日もそう遠くはないというのが実感である。来年度の発掘調査にはその準備に万全を期したいと思う。

昭和60年度の調査は種々の都合にて、向寒の11月下旬から12月中旬に亘つた。北風の吹きすぎで染屋台地での発掘にもかかわらず大勢の方々が積極的に協力して下さり、予定通り終了することができた。

例年庶務を担当する川上貞雄氏が中国旅行のため不在となつた。その間、平林文雄氏が担当され細心の手配をして下さつた。調査員小池雅夫氏は専任のごとく連日出席いただき調査の推進に当られた。また遠藤憲三、滝沢泰男両氏は寒中御出席のうえ適格なる御指示をいただいた。

関係各位に心より感謝を申しあげる。

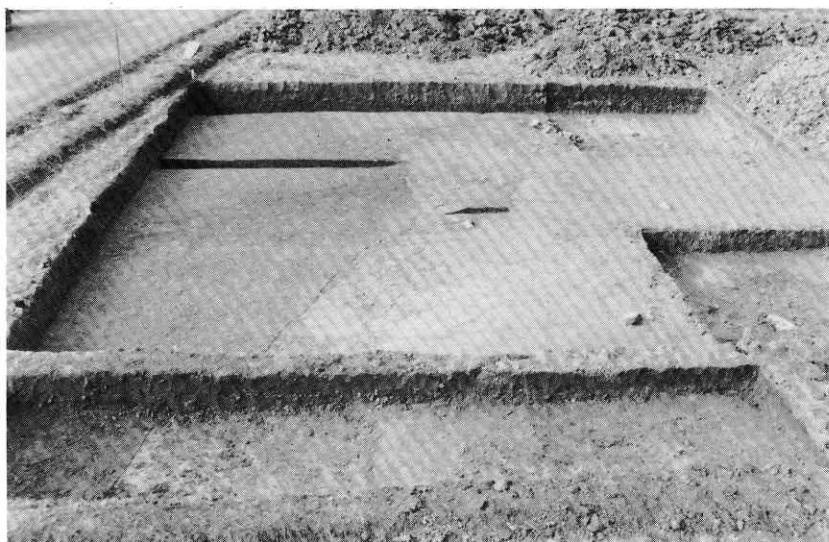
川上元、倉沢正幸氏には発掘中さらに報告書作成について格別なる御骨折をいただいた。最後に田口食堂さんには例年の如く調査団本部として一室を提供していただき大変に御世話になつた。明記して感謝の意を表するものである。

(団長 五十嵐幹雄)

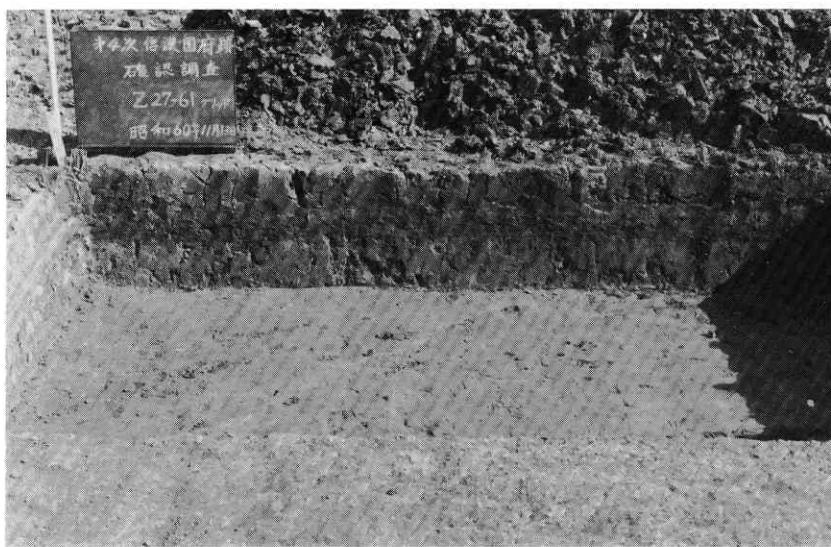
図 版



調査区 (南より)



A地点 (東より)



Z 27- 61 グリッド土層断面図



調査団



矢花古墳群 第6号墳



矢花古墳群 第8号墳



塚田古墳



下郷古墳群 第3号墳

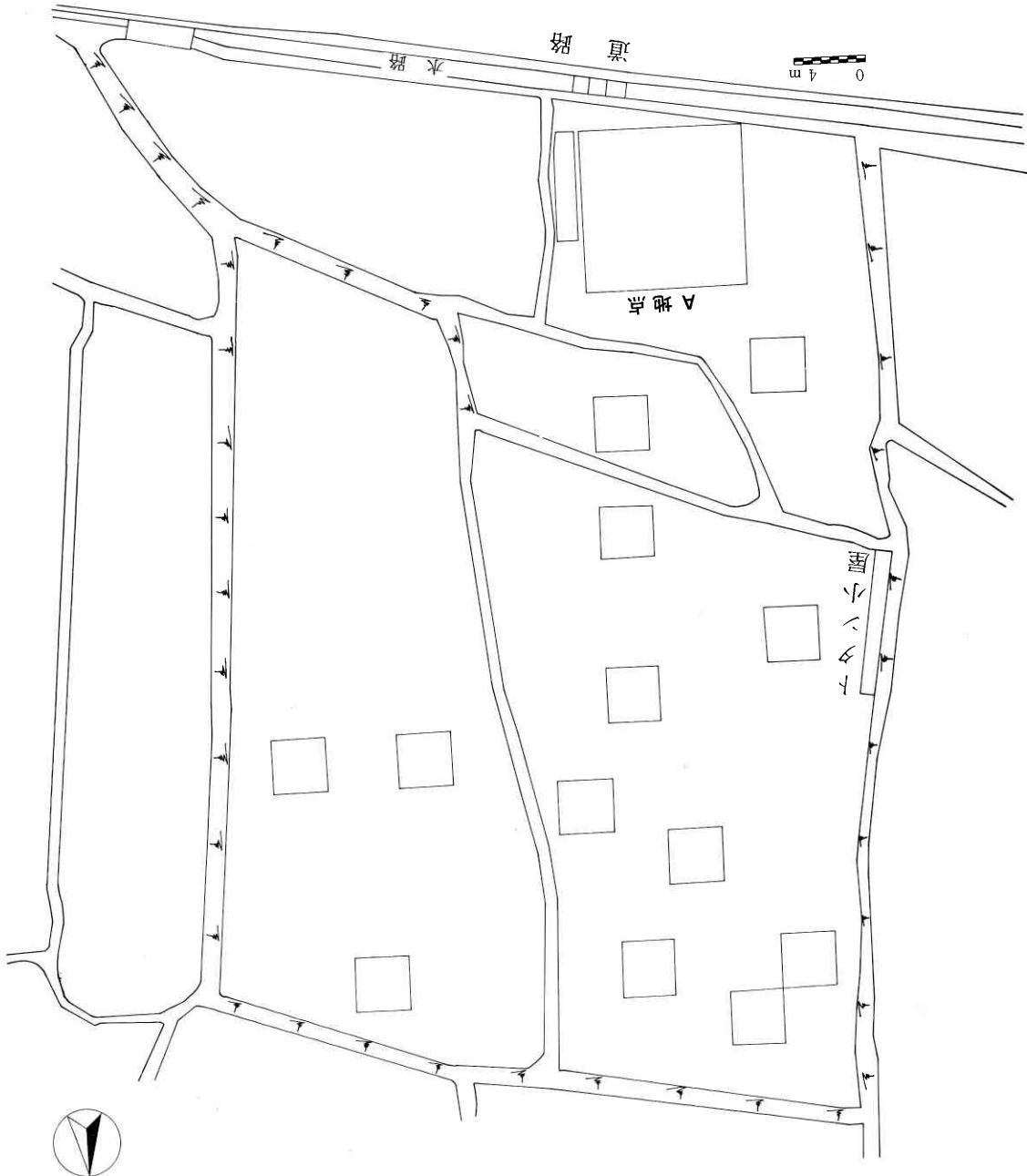


水沢古墳群 第1号墳



水沢古墳群 第2号墳石室内部

第6图 隅置区城图



上田市文化財調査報告書 第25集

創置の信濃国府跡

推定地確認調査概報 IV

発 行 1986年3月30日

上田市教育委員会

印 刷 上田印刷株式会社
